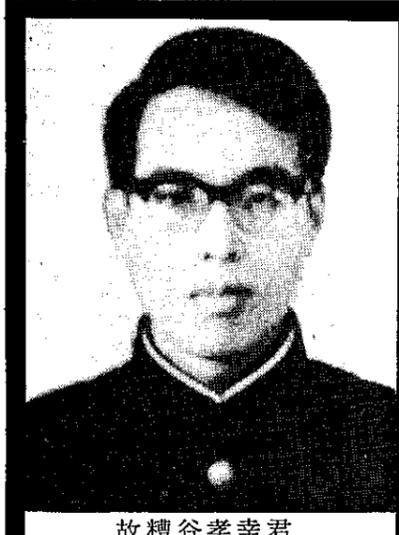


# 反弾圧

1969年12月13日  
第4号  
定価10円

発行所  
糟谷君虐殺真相究明  
反弾圧委員会  
大阪市北区東船場四丁目一  
新館十一号 平井方(三七二)八三五七

## 警察は「糟谷君に頭をたれよ!!」



故糟谷孝幸君

### 本日(13日)三警官らを告発! 権力犯罪を三たび闇に葬らせるな!

事件発生以来一ヶ月目の今日12月13日、殺人警官を告発する告発状が、大阪地方検察庁あてに発せられた。明日の中央人民報をひかえた今日の告発は我々の新たな宣言であり、新たな攻撃の合図である。

発状はいこう「当日における大阪府警本部の統一した警備方針として、デモ制圧のためには手段をえらばず生命をも顧慮しないという弾圧方針の徹底によって、多数の頭部裂創等の無差別無判断な制圧暴行を命じ且つこれを実行させたものの責任こそ、もつとも許るべきだ」と。

「発人らの調査によれば……機動隊の実力制圧は警備法の制約を無視することはおろか、暴虐としかいえないものなものであり、その加害は当の学生集団でもとよりのこと、附近の学生・労働者・市民に対し無差別に加えられており、そのため一略一糟谷君に対する致死傷のほか、逮捕者六三名のうち一〇名が頭部裂創を負っているほか、頭蓋骨折の重傷者がいるのである。その他約七割の打撲傷、裂傷、前歯欠損等の傷害を負っている。さらに当夜機動隊の暴行によって負傷し、診療を受けたものは十三病院だけで四〇名にもなり、うち数名は入院を要する重傷であった。しかも右診療を受けた負傷者の相当数はヘルメットの労働者・学生集団に続いて公園より道路上に出てきたノンヘルメットのデモ集団に所属していたものであり、機動隊の暴力行使が文字どおり……無差別に加えられる一角にすぎない。とりわけ不法・違法な18回の強行採押による大学治

### 私は見た! 「殺せ・殺せ」と競い かかる機動隊

あの日(十三日)は機動隊の暴力行使が圧倒的で、デモ隊は一方的になぐられていた。とにかく、異常に長いと思われる時間、異常に大勢の機動隊が少しも動けない状態の人間(僕の見たのは、逃げ遅れた一人、ノンヘルメット)に対して警棒の乱打、楯によるメ

「当日の機動隊の暴力行使の特徴は……警棒、大楯、小楯を用いて、男女を問わず、デモ隊員の頭部、腰部等を激打し、単に抵抗者の抵抗を抑圧するだけにとどまらず、公衆の面前で、裂創や骨折に至るリンチ暴行を公然と遂行したという点であり、右暴行は逮捕の時のみならず連行の途上でも加えられているという点である。……(たとえば)……逮捕された女子学生を片手錠で路上をひきずりながら数人で取りこんで顔面背・足等を強く蹴りかき……非人道的な暴行を加えているのである。」



これは止める者を待つて

通り一角にすぎない。とりわけ不法・違法な18回の強行採押による大学治

## 告発状

特別公務員暴行陵虐致死  
刑法第一九五条同一九六条

告発人 別紙記載のとおり(略)  
大阪府東淀川区東中津川警察署  
被告発人 荒木幸男  
同 赤松昭雄  
同 杉山時史  
同 その他故糟谷孝幸の逮捕に協力した氏名不詳の警察官数名

昭和四四年二月一三日  
大阪地方検察庁 御中

### 告発事実

被告発人らは、いずれも大阪府東淀川警察署の警察官であるが、昭和四四年一月一三日午後六時三〇分頃、大阪市北区南扇町七番地、大阪市水道局前路上において、公務執行妨害等の被疑事実により、糟谷孝幸君を逮捕するに際し、共謀の上、同人に対し、暴行陵虐行為を加えんと企て、既に無抵抗状態にあった同人を取り囲み、路上に突き出し、足蹴りし、所持の警棒、楯等により、同人の頭部

顔を打たれはじめ全身にわたり、二〇回に及ぶ殴打等の残虐な暴行を加え、右暴行によって同人の右上下肢に十数ヶ所、両下腿部、両膝部、鼻部に各一ヶ所の打撲傷、左側頭部に頭蓋骨骨折、硬膜外血腫、脳腫脹、脳挫傷等の傷害を、右の頭蓋内傷害に因り、同月一四日午後九時、同人をして死亡するに至らしめ、もって警察の職務を執行に当り、刑事被疑者に対し、暴行、陵虐の行為をなし、因って人を死に至らしめたものである。  
罪名 及び 罰条

六、本事件の罪情  
告発人らは糟谷君に対する被告発人らの本件暴行陵虐行為を厳し

被告発人らによる本件暴行陵虐行為は証拠上極めて明白であつて被告発人らの罪情は明らかである。もつとも致命的な左側頭部の打撲傷が被告発人のうちの誰によつてなされたかについてはこれを断定する資料をもたない。しかしかりにこれが被告発人のうちの一名によつてなされたものとしても、逮捕時における被告発人らの共同行動の中で、被告発人らの共同意思にもとづいてなされたものであることは逮捕状況全体から強く推定しうるものであり、さらに当日における大阪府警本部の統一した警備方針として、デモ制圧のためには手段を選ばず生命をも顧慮しないという弾圧方針の徹底によつて裏付けられるのである。当日の集会場入口における警備法を完全に否定しきつた検問所持品検査に始まり、冒頭に述べた多数の頭部裂創等の無差別無判断な制圧暴行を命じかつこれを実行させたものの責任こそ、もつとも許るべきだ。しかし、われわれは、そのような違法な指示に従い国民の奉仕者である義務を完全に忘れ去り、人民に対する真の加害者として行動するに踏み切つた被告発人ら個々の警察機動隊員の責任を断じて免罪しない。加害者はその責任を負うべきである。公務員である被告発人らは、本件告発人もとづき刑事訴追を受けるべきであり、公務員として最底の資格を欠くものとして即時罷免されるべきである。——中略——

我々は被告発人が下級警察官であり、一個の人間として、重い人権をもつ人々であることを知っている。しかし同時に下級吏員といえども権力を行使する機関としての厳しい責務をなしていることを忘れない。

糟谷君の暴行陵虐の責任は厳しく追究されるべきであり、刑事訴追に当つてはいかなる致命的配慮も無用である。

よつて告発する。

(五) 略

(四) 告発人らの調査結果によれば、糟谷君が逮捕されたのは、同君が所属していたヘルメット集団が機動隊の実力行使を避けるために東方へ急速に退却していく際であり、逮捕された糟谷君が暴行を受けた後引きたたられて、水道局前の南側歩道の機動隊列に引き入れられるまでヘルメット集団が同君を奪還した事実はなく、また奪還できる状況は全然有しなかつたのである。

実際ヘルメット集団は扇町公園入口の東側におり、機動隊は空間を隔てて西側の車道から歩道に待期していたのである。糟谷君に対する逮捕行為は同君所属のヘルメット集団が組織的に運動してからの同一ヘルメット集団と機動隊間に次の衝突が起るまでの時間帯に完結しているのである。

(三) 略

(二) 略

(一) 略

(一) 略

